

生食発 1017 第 2 号  
令和元年 10 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

飲用井戸等衛生対策要領の一部改正について

今般、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知）を下記のとおり改正したので、通知するとともに、貴管下の市及び特別区へ周知願いたい。

記

「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号厚生省生活衛生局長通知）の別紙「飲用井戸等衛生対策要領」のうち、四（二）に掲げる「②飲用井戸等の検査」について、別紙新旧対照表のとおり改正したこと。

この他、同通知中、「小規模受水槽」を「小規模貯水槽」に、「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「受水槽規模」を「貯水槽規模」に改める。

別紙

「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号）別紙「飲用井戸等衛生対策要領」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>四 衛生確保対策</p> <p>(二) 飲用井戸等の管理、水質検査等</p> <p>② 飲用井戸等の検査</p> <p>イ. 定期の水質検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあつては<u>毎年 1 回以上</u>行うものとするが、これ以外のものにあつても<u>毎年 1 回以上</u>行うことが望ましい。</p>	<p>四 衛生確保対策</p> <p>(二) 飲用井戸等の管理、水質検査等</p> <p>② 飲用井戸等の検査</p> <p>イ. 定期の水質検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあつては<u>1 年以内ごとに 1 回</u>行うものとするが、これ以外のものにあつても<u>1 年以内ごとに 1 回</u>行うことが望ましい。</p>